

趣旨：緊急時の火山専門家の役割を明記するとともに、協議会の構成員についても、活火山法の規定に沿うよう規約を改正し、構成機関数を必要最小限とすることで、**組織の機動性**を高める。

【活動火山対策特別措置法】

(火山防災協議会)

第4条 前条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、当該警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うための協議会（以下「火山防災協議会」という。）を組織するものとする。

2 火山防災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県の知事及び当該市町村の長
- 二 警戒地域の全部若しくは一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長若しくは地方気象台長又はその指名する職員
- 三 警戒地域の全部若しくは一部を管轄する地方整備局長若しくは北海道開発局長又はその指名する職員
- 四 警戒地域の全部若しくは一部を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
- 五 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
- 六 当該市町村の消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）
- 七 火山現象に関し学識経験を有する者
- 八 観光関係団体その他の当該都道府県及び市町村が必要と認める者

3～4 略

【協議会構成員の見直し方針】 ⇒ 今回の改正で構成員から外れる組織は、三県コア又は各県コアへ移行し活動内容を維持する。
協議会の構成を活火山法の規定に沿ったものとし、意思決定機関としての機能を強化する。

<考え方> 構成機関数増大の主な原因：各機関の内部組織である関係所属等を8号(その他)で構成員としていること。
活火山法第4条で規定される各号の委員について重複して構成員としていること。

例1: 県について、知事(1号)に加え、関係所属が8号委員として参画(三県で合計45所属)

例2: 地方整備局について、局長(3号)に加え、河川部長・事務所長も3号で参画

第8号に該当する委員は、第1号から第6号のいずれにも属さない機関とすべきと解される。

【その他の改正点】

1. 緊急時の役割を明記

避難指示の発令や警戒区域設定等の検討及び関係市町村への助言など、緊急時、協議会(特に火山専門家)に期待される行政機関への支援内容を明記

2. 協議会構成員の明確化

協議会構成員の名簿上、組織名及び役職を明記することで統一することとし、更に代理出席の規定を新設

3. 火山専門家の追加

協議会の体制強化のため、新たに2名の火山専門家を追加(山梨県富士山科学研究所 吉本氏、神奈川県温泉地学研究所 万年氏)

4. 会長への委任

これまで書面開催により協議会の議決を得てきた組織改編による名称変更などの軽微な規約改正等について、会長への委任事項とし手続きを効率化

5. 各県コアグループへの対応

各県コアグループ名簿を協議会規約への記載から各県事務局の管理とし、各県の課題に応じた柔軟な組織体制の見直しが可能な体制へ移行